

# 大切なお知らせ

監理団体様並びに実習実施者様、受検者様

## 水産加工食品製造業技能評価試験再開のお知らせ 及び受検時の新型コロナウイルス感染症対策について

日頃は当試験運営へのご協力を賜り誠にありがとうございます。

5月25日の東京都における新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言解除を受け、これより各自治体（試験会場となる施設）の方針を確認した上で、試験再開の準備を行うことといたします。試験日の設定ができた地域でかつ延期対象となっていた試験から再開いたしますので、当会よりご案内が入るまで今しばらくお待ちください。ご協力をお願い申し上げます。

なお、再開後も試験会場施設の利用や他地域からの人の移動の自粛を要請されている自治体が多いことから、ご希望の試験会場での実施が出来かねることもあります。また、試験会場の予約混雑や新型コロナウイルスの関係で決まっていた試験日が延期になった方々を優先的に行うため、今後のすべての当試験の実施が遅れる見込みです。つきましては、当面の間、ご希望の受検期間に試験が実施できないことをご理解お願いいたします。

在留期限までに試験が受けられない技能実習生は、下記の措置を早めにご確認ください。本事象の試験延期によって受検できず、次段階の技能実習へ移行できなくなる実習生に対しては、受検・移行の環境が整うまでの間、「特定活動(4か月・就労可)」への在留資格変更を可能とする措置（URL：<http://www.moj.go.jp/content/001317458.pdf>）が取られておりますので、当該措置を出入国在留管理庁のホームページ等でご確認の上、ご活用していただくようお願い致します。

当会事務局は、国及び東京都の指針に基づき、引き続き勤務体制及び業務時間の短縮を実施いたします。また、お電話でのお問合せが大変増えており、試験準備作業に支障がでております。ご不便をおかけしますが、メールでのお問合せにご協力をお願いいたします。

メールアドレス：[zensui-ginouhyouka@zensui.jp](mailto:zensui-ginouhyouka@zensui.jp)  
回答には、お時間をいただくことを合わせてご了承願います。

なお、今後の当試験受検に際し、別紙の「受検時の新型コロナウイルス感染症対策について」を必ずご確認の上、受検していただきますようお願い申し上げます。

令和2年5月26日

全国水産加工業協同組合連合会

# 受検前に必ずご確認ください。

## 受検時の新型コロナウイルス感染症対策について

### 1. 受検者の発症等が疑われる場合は受検しないこと。

付添者の発症等が疑われる場合は受検者への付き添いをしないこと。

・風邪症状（発熱、咳、鼻水、喉の炎症など）が続いている、または、当日に風邪症状が認められる場合。※当日出かける前に必ず検温をお願いします。会場でも検温させていただきますのでご協力ください。

・息苦しさや身体がだるいなどの症状がある場合。

・陽性が確認されている感染者との接触が疑われる場合。

※以上の理由により試験前までの受検キャンセルは、受検料の再徴収を行わない延期対応とさせていただきます。

事前に上記症状がみられる場合は、試験前に当会へご連絡をお願いします。

### 2. 監理団体様並びに実習実施者、受検者様でご対応いただくこと。

・人との間隔（ソーシャルディスタンス）を置くことにご協力ください。特に多団体での試験の際は、受検者の数を制限させていただく場合がございます。また、受検会場では、受検者の間隔を広げて試験を行いますのでご協力願います。

・常時マスクを着用してください。※受検者の本人確認の際は一時的に外していただきます。

・消毒液をお持ちください。手の消毒だけでなく、ドアノブ等の消毒にもご協力ください。  
※各自または団体単位でご用意ください。

・手洗いと咳エチケットの徹底をお願いします。

・部屋の換気にご協力ください。

・不用意な人との接触を避けてください。実技試験（作業試験）の際も試験官等との距離にご配慮ください。

### 3. 他の都道府県からの越境に対し自粛するよう要請されています。

・現状で多くの都道府県では、他の都道府県からの越境を自粛するよう要請されております。受検者及び付添者（通訳者、監理団体職員など）の都道府県間を跨ぐ移動はお控えください。仮にこれに反した行為が発覚した場合、施設の利用禁止など当日及びその後の試験に支障をきたす恐れがございます。

・自治体や施設によっては、施設入場者の記名を依頼される場合がございます。

・通訳者が越境できず不在の場合は、受検時の説明を事前に受検者へ説明してください。試験方法や試験の回答方法、作業試験の課題など本会ホームページよりご確認ください。

・通訳者や監理団体職員が越境できず不在の場合においても、実習実施者などから必ず付添者をお願いします。付添者不在の場合、緊急の対応ができないことから受検をお断りすることがございます。

※各自治体においての上記自粛要請の解除時期につきましては、当会でも随時確認いたしますが、監理団体様でも各自治体のホームページ等でのご確認をお願いいたします。

令和2年5月26日

全国水産加工業協同組合連合会